

第4回定例会

平成22年日野町議会第4回定例会が、9月1日から24日までの24日間にわたって開会され、提案がありました24件の議案および報告6件について、審議が行われました。

平成21年度各会計決算の12議案は、閉会中に審査されることになり、決算特別委員会が設置されました。その他の議案はすべて可決・同意されました。

なお、一般会計補正予算については、議員から修正案が提案され修正可決されました。また、2件の請願審査と1件の意見書決議がされました。主な内容は、次のとおりです。

専決処分

◆日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部改正に伴い、従来から国民健康保険に加入している被保険者が非自発的な理由で離職した場合に、賦課期日後の国民健康保険税の所得割の減額規定を定める条例改正を行いました。

人事案件

◆日野町教育委員会委員の任命について

10月31日に任期満了となる森見一委員（上野田）を再任する同意がされました。（任期4年）

◆日野町公平委員会委員の選任について

10月28日に任期満了となる椎美喜代委員（西大路）を再任する同意がされました。（任期4年）

町道の路線の認定

国道477号（必佐バイパス）および県道桜川西中在寺線（蓮花寺バイパス）の改築工事に伴って発生する旧道敷地の3路線が新たに認定されました。

- ・三十坪石原線
- ・石原増田線
- ・西桜谷旧県道線

湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画の改定

滋賀県水道整備基本構想に基づき、湖南区域における水道を広域的に整備し、安全で安定した給水を得られるための施設整備と管理体制の確立を図ることを目的に策定された計画で、計画の目標年度を平成22年度から平成27年度にすること、また市町合併による構成市町の変更により改定するものです。

条例の改正

◆日野町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

雇用保険法等の一部改正に伴い、短期雇用特例被保険者の要件が見直されたことから、所要の改正を行う条例改正を行いました。

補正予算

◆一般会計

1億6千248万2千円を追加し、予算総額は81億5千248万2千円となりました。なお、修正可決となった内容は、学校給食運営事業の委託料900万円の減額です。

補正の主なものは、次のとおりです。（△は減額を表す）

歳入では、

◆個人町民税 △1億700万円

◆地方交付税 1億6千525万円

◆財政調整基金繰入金 △2億6千900万円

歳出では、

◆水道事業会計繰出金 2千712万6千円

◆担い手育成対策事業 998万7千円

◆住宅リフォーム促進事業 200万円



◆公園管理運営事業

4千554万円

◆小学校管理運営事業

1千123万2千円

◆中学校管理運営事業

504万円

◆民族資料館管理事業

2千395万4千円

◆学校給食運営事業

397万2千円

◆国民健康保険特別会計

9千168万9千円を追加し、予算総額は20億2千791万3千円となりました。



◆公共下水道事業特別会計

1千344万円を減額し、予算総額は9億5千41万3千円となりました。

◆農業集落排水事業特別会計

924万円を追加し、予算の総額は1億8千961万4千円となりました。

◆介護保険特別会計

1千946万3千円を追加し、予算総額は14億5千199万8千円となりました。

◆水道事業会計

収益的収支の収入予定額に2千712万6千円を追加し、6億4千253万5千円に、支出予定額に1千万円を追加し、6億5千90万8千円に、また、資本的収支の収入予定額に1千200万円を追加し、2億4千211万1千円に、支出予定額に1千200万円を追加し、3億6千863万9千円となりました。

請 願

◆県立高校の統廃合に関する請願

採 択

◆県立日野高等学校の存続を求める請願

採 択

意 見 書 決 議

◆県立日野高等学校の存続を求める意見書決議

可決決議

決算特別委員会の設置

閉会中に平成21年度各会計の決算審査を行うため、決算特別委員会が、委員7名の構成で設置されました。委員は次の議員の方々です。

- | | | |
|------|----|----|
| 委員 | 荒川 | 武雄 |
| 副委員長 | 小林 | 宏 |
| 委員 | 谷 | 成隆 |
| 委員 | 寺澤 | 隆彦 |
| 委員 | 清水 | 隆 |
| 委員 | 池元 | 法子 |
| 委員 | 平山 | 敏夫 |

◆問い合わせ先

議会事務局

☎ 6551 有線 7750



11月は児童虐待防止推進月間です

～オレンジリボンキャンペーン～

今年度の標語 「見すぞすな 幼い子どもの SOS」 佐々木 歩夢さん(滋賀県)

児童虐待防止のための啓発活動を集中的に行う期間として、国は平成16年度から児童虐待防止法の施行された11月を「児童虐待防止推進月間」としています。

町ではこの一環として、「子ども虐待防止」というメッセージが込められているオレンジリボンを配布しています。オレンジリボンを通して、この問題への理解を深め、何ができるのか考えるきっかけとなり、行動につながるよう、皆さんもオレンジリボンを身につけて、子どもの虐待防止をアピールしてください。オレンジリボンは、役場窓口、各公民館にあります。

「虐待かな？」と思ったら、福祉課や子ども家庭相談センターまでご連絡ください。匿名でもかまいません。皆さんの声が子どもを守ります。

- ◆虐待ホットライン ☎ 077 - 562 - 8996
- ◆彦根子ども家庭相談センター ☎ 0749 - 24 - 3741
- ◆役場 福祉課 福祉担当 ☎ 6573 有線 7772

